

丹後大学駅伝

第 77 回関西学生対校駅伝競走大会

大会規則並びに注意事項

本大会は平成 27 年度日本陸上競技連盟競技規則・駅伝競走基準及び関西学生陸上競技連盟実施要項に基づいて行われる。

1. 競技全般について

- イ. 競技者が途中で医師あるいはそれに準ずる者に競技中止を命じられた者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- イ. タスキは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。タスキ渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前 400m から、次走者がたすきをかけるのは中継後 200m までをおおよその目安とする。
- ロ.
- ハ. 競技者は競技中、飲食物を携行することも飲食することもできない。
- ニ. 競技者が途中で競技を続行することができない状態になった場合、又は競技を中止させられた場合は当該校のその区間の競技を無効とする。
- ホ. 競技に関する伴走者は一切これを認めない。また、届出の無い応援等の為の自動車、自動二輪車、自転車等の使用も禁止する。移動は鉄道、バス等の公共交通機関を進んで利用すること。出場校の関係者がこれに反する行為を行った場合、**来年度の本大会の出場権を剥奪する**等の処罰を与える。
- ヘ. 競技中に大会要項や、大会規則並びに注意事項に違反した為に生じた事故については、主催者側は一切責任を負わない。但し、上記以外の不慮の事故については応急処置のみ行う。
- ト. 競技者は、車両通行帯が設けられていない場合は、車道の左側を、設けられている場合は、最も左側の車両通行帯の左側を走行すること。また、交差点では交差点の中心から右に出てはならない。

2. 選手変更について

- イ. オーダー用紙提出後の区間の変更は一切認めない。
- ロ. 選手変更は試合当日の午前 5 時 45 分～6 時 45 分の間、所定の用紙に記入し、診断書を添えて大会本部に申し出ること。但し、急病で診断書が手に入らない場合は、後日、診断書を関西学連事務所まで送付すること。

3. 中継所について

- ロ. 中継線より先方 20m 地点にもう一本線を引く。競技者はこの間でタスキを繋がなければならない。
- ハ. タスキを繋ぎ終えた走者は、他の選手の妨害をしないよう直ちに走路の左側に出ること（ただし、第 1 中継所においては右側に出ること）。付添者は走者が走り終えても走路内に入ってはならない。
- ニ. 2 人以上の走者が接近して中継所に近付いてきた時は、審判の指示に従い、先着順に走路の右側から（ただし、第 1 中継所においては左側から）並び、待機すること。
- ホ. 競技中に不慮の事故又は怪我の為に競技を中止した場合は、次の区間から次走者を出発させる。この場合の出発は、先頭順位の走者の通過 15 分後とし、オープン参加として取り扱う。その場合、総合記録は認められず、以後の区間は参考記録となるが、競技を中止した区間以前の区間記録は認められる。

4. 給水について

- イ. 給水所は第 5 区、6 区、7 区、8 区に設置する。
- ロ. 給水所以外での給水は、原則として、競技役員が必要と判断した場合のみ行うことができる。この場合、競技役員以外が給水してはならない。

5. 距離表示等について

- イ. 各区とも「1 km」「5 km」「あと 1 km」を表示し、第 5 区、第 6 区は、それぞれ「10 km」も表示する。
- ロ. 各中継所には遠くから見えるように中継所の表示をする。

6. 選手・付添人・監督の輸送について

- イ. 選手とその付添は、各宿舎から各中継所まで、また各中継所からゴール地点の宮津市役所前まで、主催者が手配する選手輸送車で輸送する。
- ロ. 出場校の監督はスタート後、スタート地点の浜公園からゴール地点の宮津市役所前まで、主催者が用意する監督車で輸送する。監督車には必ず全校の監督〔責任者〕が乗車すること。
午前 11 時 45 分(予定)にゴール地点へ到着後は、指定の場所で待機するものとする。

7. 召集について

- イ. 中継所で 2 度行う。
- ロ. 第 1 次召集ではユニフォームを持参すること。第 1 次召集にてナンバーカードを配布する(代理人可)。第 2 次召集では競技服装で召集を受けること。
- ハ. 召集時刻は下記の通りとする。

	スタート地点	第 1 中継所	第 2 中継所	第 3 中継所	第 4 中継所	第 5 中継所	第 6 中継所	第 7 中継所
第 1 次召集	7:15	7:40	8:05	8:25	8:55	9:30	10:10	10:45
第 2 次召集	7:35	8:00	8:25	8:45	9:15	9:50	10:30	11:05
先頭通過予定	7:45	8:09	8:37	8:58	9:29	10:06	10:42	11:19

8. 大会車両について

- イ. 本大会で使用する車両は以下の 44 台のみとする。

総務車	1 台	司令車	2 台	技術総務車	1 台
時計車	1 台	広報車	2 台	誘導車	1 台
審判長車	1 台	監察車	8 台	監察バイク	1 台
監察自転車	4 台	救護車	2 台	監督車	3 台
役員車	1 台	選手輸送車	9 台	物品輸送車	2 台
学生役員輸送車	1 台	学連車	4 台		

- ロ. 主催者が特に認めた、関西学連、京都陸協等の競技役員・大会役員用の車両を本大会に限り認める。
- ハ. 各校が用意した車両及び学校関係者(OB・OG、保護者を含む)が用意した車両について、走路上及びその他の迂回路となる道路での使用は禁止とし、事前に主催者へ届出た車両の使用のみ認める。尚、届出のない車両又は、走路上及びその他の迂回路となる道路を走行する車両を確認した場合、当該校に対し来年度の本大会の出場権を剥奪する等の処罰を与える。
- ニ. 出場校の監督〔責任者〕は必ず監督車に乗ること。

9. 処罰について

大会要項、大会規則並びに注意事項、その他の申し合わせ事項に違反した学校は、大会終了後直ちに大会総務、審判長、関西学連幹事長等が協議の上審査し、厳重に処罰する。いかなる処罰も当該校は速やかに受けなければならない。

10. その他

- イ. 学校受付にてプログラム、その他必要品を配布する。
- ロ. 監督代表者会議で競技上重要な注意等をするので各校代表者は必ず出席すること。
- ハ. 大会当日に大会要項や大会規則並びに注意事項に違反した走者は、審判長の判断で直ちにその場で競技中止を命じ、当該校は失格とする。
- ニ. 参加校は主催者側に依頼された学生審判、補助員を派遣しなければならない。
- ホ. 選手及び応援者は周辺の住民等に迷惑のかからないよう十分に注意すること。
- ヘ. スタート地点、各中継所、ゴール地点での応援は、各審判主任の指示に従い、所定の場所で応援すること。
- ト. 大会中に出たごみは各自が責任を持って持ち帰り、スタート地点、各中継所、ゴール地点や走路沿道の環境美化に努めること。